

（日本工業規格A4）

業 務 報 告 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

長期信用銀行持株会社名

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 事業の概要 | 6 株主総会の状況 |
| 2 子会社等の状況 | 7 有価証券の内訳 |
| 3 会社役員及び職員の増減 | 8 連結自己資本比率の状況 |
| 4 会社役員の略歴及び所有自社株式 | |
| 5 株主の状況 | |

第2 連結財務諸表

- 1 連結財務諸表の作成方針
- 2 連結貸借対照表
- 3 連結損益計算書
- 4 連結株主資本等変動計算書
- 5 連結キャッシュ・フロー計算書

（記載上の注意）

- 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 4 この様式中、第2の2 連結貸借対照表、第2の3 連結損益計算書、第2の4 連結株主資本等変動計算書、第2の5 連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第2の5 連結キャッシュ・フロー計算書の次に

一括して記載することができる。

- 5 当該事業年度の末日において公開会社でない長期信用銀行持株会社は、事業報告（長期信用銀行法施行規則別紙様式第11号）及び附属明細書（長期信用銀行法施行規則別紙様式第12号）で記載を省略した事項について、以下に同一内容の記載がある事項を除き、追加して記載すること。

第1 第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）事業概況書

1 事業の概要

（記載上の注意）

長期信用銀行持株会社について、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等（長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る事業の状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

2 子会社等の状況

（1）子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
子 会 社 子 法 人 等 関 連 法 人 等			
合 計			

（記載上の注意）

「子会社」とは長期信用銀行法第13条の2第2項に規定する子会社を、「子法人等」とは長期信用銀行法施行規則第13条の12第1号に規定する子法人等のうち長期信用銀行法第13条の2第2項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは長期信用銀行法施行規則第13条の12第2号に規定する関連法人等をいう（以下同じ。）。

（2）長期信用銀行持株会社グループの事業系統図

（3）子会社等の概況

会社名	所在地	認可又は届出年月日	資本金又は出資金	事業の内容	議決権に対する当社の所有割合	役員の兼任等	議決権に対する当社及び他の子会社等の所有割合
			百万円		%		%

(記載上の注意)

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- 2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、長期信用銀行法第16条の4第6項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第17条において準用する銀行法第53条第3項第3号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益 又は売上高	経 常 利 益	当期純 利 益	総資産	純資産額	当社への 配当額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- 2 「決算日」欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

(5) 子会社の収入の状況

会 社 名	業務の内容	当該業務に 係る期中総 収入	当社及びそ の子会社並 びにその他 の金融機関 等からの収 入及び期中 総収入に占 める当該収 入の比率	当社及びそ の子会社か らの収入及 び期中総収 入に占める 当該収入の 比率	当社の子会 社である証 券会社又は 銀行等、保 険会社から の収入の有 無
		百万円	百万円 (%)	百万円 (%)	

(記載上の注意)

- 1 長期信用銀行法第16条の4第1項第10号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。
- 2 長期信用銀行持株会社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。
- 3 金融機関等からの収入は、長期信用銀行持株会社、銀行持株会社、長期信用銀行法第16条の4第1項に規定する子会社対象会社、信用金庫、信金中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会からの収入を記載すること。

3 会社役員及び職員の増減

(1) 当社

区 分		前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
会 社 役 員	取 締 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	会 計 参 与			
	監 査 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	執 行 役			
	計			
職 員	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

- 1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3 「職員」欄は臨時雇用員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数 人

(2) 当社並びに子会社及び子法人等

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
会 社 役 員			
職 員			
合 計			

(記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「会社役員」欄は、いずれかの会社において会社役員に就任している者について記載すること。

4 会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏名又は名称 (生年月日及び 設立年月日及び 住所)	略歴又は沿革	所有自社株式数	備 考
			株	
計	名			

(記載上の注意)

1 会計参与が法人であるときは、当該会計参与及びその職務を行うべき社員について記載すること。

2 長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の19第1項による取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主の状況

氏 名 又 は 名 称	所 有 株 式 数	割 合
	千株	%

その他の株主（名）		
計（名）		100

（記載上の注意）

長期信用銀行持株会社の株主について、持株数の多い順に30名を記載すること。

6 株主総会の状況

（記載上の注意）

長期信用銀行持株会社の株主総会について、総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7 有価証券の内訳

（単位：百万円）

種 類	額 面 総 額	当 期 末 残 高	当期末手元現在高
国 債			
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公社公団債			
金 融 債			
事 業 債			
（社債のうち政府保証債）	（ ）	（ ）	（ ）
株 式			
金融機関株式			
そ の 他			
その他の証券			
外 国 証 券			
そ の 他			
計			

（記載上の注意）

- 1 長期信用銀行持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。

- 2 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 3 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 連結自己資本比率の状況

〔第一基準に係る連結自己資本比率〕

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準 補 完 的 項 目(c)		
資 本 剰 余 金					
利 益 剰 余 金					
自 己 株 式	△	△	自己資本総額 (A+B (D))		
自己株式申込証拠金			他の金融機関の資本調 達手段の意図的な保有 相当額		
その他有価証券の評価 差損	△	△	負債性資本調達手段 及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び 期限付優先株並びに これらに準ずるもの		
新株予約権			短期劣後債務及びこ れに準ずるもの		
連結子会社の少数株主 持分					
うち海外特別目的会 社の発行する優先出 資証券					
営 業 権 相 当 額	△	△	連結の範囲に含まれな い金融子会社及び金融 業務を営む子法人等、 保険子法人等、金融業 務を営む関連法人等の 資本調達手段		
の れ ん	△	△	控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
基 本 的 項 目(A)			控 除 項 目 計(B)		
償還を行う蓋然性を 有する株式等			自己資本額 (D-E) (F)		
その他有価証券の連結 貸借対照表計上額の合 計額から帳簿価額の合 計額を控除した額の45 %			資産 (オン・バラン ス) 項目		
土地の再評価額と再評 価の直前の帳簿価額の 差額の45%に相当する 額			オフ・バランス取引項 目		

一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計 (G)		
期限付劣後債務及び 期限付優先株			(参考) マーケット・ リスク相当額		
補完的項目 不算入額	△	△	Tier 1 比率 (A/G)	%	%
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率 (F / G)	%	%

〔第二基準に係る連結自己資本比率〕

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			自己資本総額 (A + B) (C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調 達手段の意図的な保有 相当額		
新株式申込証拠金			負債性資本調達手段 及びこれに準ずるもの		
資 本 剰 余 金			期限付劣後債務及び 期限付優先株並びに これらに準ずるもの		
利 益 剰 余 金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融 業務を営む子法人等、 保険子法人等、金融業 務を営む関連法人等の 資本調達手段		
自 己 株 式	△	△			
自己株式申込証拠金					
その他有価証券の評価 差損	△	△			
為替換算調整勘定					
新株予約権					
連結子会社の少数株主 持分					
うち海外特別目的会 社の発行する優先出 資証券					
営 業 権 相 当 額	△	△			
の れ ん	△	△	控除項目不算入額	△	△
基 本 的 項 目(A)			控 除 項 目 計(D)		
償還を行う蓋然性を 有する株式等			自己資本額 (C - D) (E)		

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			資産（オン・バランス）項目		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率 (A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率 (E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する長期信用銀行又は銀行を子会社等とする長期信用銀行持株会社は「第一基準に係る連結自己資本比率」、その他の長期信用銀行持株会社は「第二基準に係る連結自己資本比率」を記載すること。
- 3 「利益剰余金」欄は、社外流出予定額を控除した金額を記載すること。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は、算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

長期信用銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

(5) のれんの償却に関する事項

2 第 期末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
貸 出 金		債 券	
外 国 為 替		預 渡 性 預 金	
有 価 証 信 託		借 用 負 債	
金 銭 の 引 資 産		特 定 取 引 金	
特 定 取 引 債		コマーシャル・ペーパー	
商 品 有 価 証 債		コールマネー及び売渡手形	
買 入 金 銭 債		売 現 先 勘 定	
コーローン及び買入手形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 現 先 勘 定 金		外 国 為 替 債	
債券貸借取引支払保証金		短 期 社 負 債	
現 金 の 他 資 産		そ の 他 引 当 金	
有形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
建 土		役 員 賞 与 引 当 金	
建 設 仮 勘 定		退 職 給 付 引 当 金	
その他の有形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	
ソ フ ト ウ ェ ア		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
の れ ん		負 の の れ ん	
その他の無形 固 定 資 産		支 払 承 諾	
債 券 繰 延 資 産		負債の部合計	
繰 延 税 金 資 産		(純資産の部)	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		資 本 金	
支 払 承 諾 見 返 金	△	新 株 式 申 込 証 拠 金	
貸 倒 引 当 金		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		新 株 予 約 権	
		少 数 株 主 持 分	
		純資産の部合計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑤ 貸倒引当金の計上方法
 - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧ ヘッジ会計の方法
 - ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑪ その他採用した重要な会計方針
 - ⑫ 子会社等が採用した会計方針のうちに長期信用銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
 - (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
 - (4) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
 - (5) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第5号ロによる。

- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）
- (9) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）
- (10) 長期信用銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する長期信用銀行持株会社及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (11) 長期信用銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する長期信用銀行持株会社及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。
- (12) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額
- (13) 資産が担保に供されている場合には、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
- (14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (15) 1株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (16) 連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）
- (17) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項
- (18) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63

- 条の3に規定する企業結合に関する事項
- (19) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項
- (20) 以上のほか、長期信用銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が長期信用銀行法施行規則第12条の4の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 3 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- 4 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は長期信用銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

3 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×

有価証券利息配当金	×	×	×	
コールローン利息及び買入手形利息	×	×	×	
買 現 先 利 息	×	×	×	
債券貸借取引受入利息	×	×	×	
預 け 金 利 息	×	×	×	
その他の受入利息	×	×	×	
役務取引等収益	×	×	×	
特定取引収益	×	×	×	
その他の業務収益	×	×	×	
その他の経常収益	×	×	×	
経 常 費 用				×
資金調達費用	×	×	×	
債券利息	×	×	×	
債券発行差金償却	×	×	×	
預 金 利 息	×	×	×	
譲渡性預金利息	×	×	×	
借用金利息	×	×	×	
短期社債利息	×	×	×	
コマーシャル・ペーパー利息	×	×	×	
売 現 先 利 息	×	×	×	
債券貸借取引支払利息	×	×	×	
コールマネー利息及び売渡手形利息	×	×	×	
その他の支払利息	×	×	×	
役務取引等費用	×	×	×	
特定取引費用	×	×	×	
その他の業務費用	×	×	×	
営 業 経 費	×	×	×	
その他の経常費用	×	×	×	
貸倒引当金繰入額	×	×	×	
その他の経常費用	×	×	×	
経 常 利 益				×
(又は経常損失)				
特 別 利 益				×
固定資産処分益	×	×	×	
貸倒引当金戻入益	×	×	×	
償却債権取立益	×	×	×	
その他の特別利益	×	×	×	

特 別 損 失				×	×	×
固 定 資 産 処 分 損	×	×	×			
減 損 損 失	×	×	×			
そ の 他 の 特 別 損 失	×	×	×			
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 (又は税金等調整前当期純損失)				×	×	×
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				×	×	×
法 人 税 等 調 整 額				×	×	×
少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)				×	×	×
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)				×	×	×

(記載上の注意)

- 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。
- 2 上記のほか、長期信用銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が長期信用銀行法施行規則第12条の4の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額を記載すること。
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5 法令等に基づき、又は長期信用銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載

すること。

4

(年 月 日から
年 月 日まで)

連結株主資本等變動計算書

(単位：円)

[illegible]

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の科目について、当連結会計年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 4 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前連結会計年度末残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合は科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 6 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。

5 第 期 (年 月 日から) 連結キャッシュ・フロー計算書
(年 月 日まで)

[直接法により表示する場合]

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	

有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
N 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
VI 現金及び現金同等物の期首残高	
VII 現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は長期信用銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕

（単位：百万円）

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	

有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅶ 現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は長期信用銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。